

社会福祉法人慈恵会 役員報酬等および費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人慈恵会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び評議員選任・解任委員ならびに法人が定める委員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与を支給することができる。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与は支給しない。

2 役員等には、退職手当は支給しない。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 賞与については、別表第2に定める額
- (3) 通勤手当については、社会福祉法人 慈恵会 職員給与規程(以下「職員給与規程」という。)第28条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第3に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、社会福祉法人 慈恵会 旅費規程(以下「旅費規程」という。)に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第5条に準じた日とする。

- (2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。
- (1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(費用弁償)

- 第9条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。
- 2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
 - (1) 理事会、評議員会または会議等に参加するための費用弁償額は、1回につき
守山市内の役員等 1,000 円
その他の役員等 2,000 円
 - 3 法人業務のための旅行費用弁償額は、旅費規程に準じて交通費および宿泊料を支給する。
 - 4 常勤の役員については、職員給与規程の通勤手当に準じて支給する。

(公表)

- 第10条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月24日から施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 350,000 円以内
常務理事	月額 340,000 円以内

別表 2 (常勤役員等の賞与)

支給月	報酬の額
6 月の賞与	報酬月額×3 カ月分以内
1 2 月の賞与	報酬月額×3 カ月分以内

別表 3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区 分	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(2) 評議員選任・解任委員

区 分	報酬の額
委員会への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(3) 理事

区 分	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(4) 監事

区 分	報酬の額
監事監査、評議員会、理事会等への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

(5) その他法人が定める委員

区 分	報酬の額
委員会、会議等への出席	日額 5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 5,000 円